各小学校におけるフッ化物洗口の実施について

平成２６年５月３０日　社会文教常任委員会　文書から

概要

１　経過

平成２１年１月、道教委は「フッ化物溶液のうがいをすすめて虫歯予防に努めるなどの対応を強める」とコメント発表。

平成２３年度の１２歳児の一人平均虫歯本数は、全国 1.20 本に対し北海道は 1.8 本ワースト 6 位であり、同年 6 月に施行された北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例において、学校等におけるフッ化物洗口の普及が明記され、また、北海道歯科保健医療推進計画でも重点施策として盛り込まれる。

このことを受け、各市町村でフッ化物洗口の取組がされ、平成２４年度には９０市町村、平成２５年度には１０５市町村となり、学校数は３６８校、39.2%となり、年々実施市町村も増加傾向にあり、平成２９年度までには全ての小学校で実施されるよう道教委でも積極的な働きかけをしている。

日高管内の状況は、平成２２年度に様似町、平成２４年度にえりも町、平成２６年度より新ひだか三石小学校において実施されている。

２　新冠町における虫歯の状況

平成２３年度の６歳児の永久歯の虫歯状況は 0.1 本と少ない状況にあるが、１２歳児では 3.0 本以下と全国的、全道的に見ても多い状況にある。

３　フッ化物洗口の効果

鵡川町では、昭和６２年から小学校においてフッ化物洗口を実施し、未実施 2.7 本に対し、0.2 本と大きな効果が得られている。

フッ化の働きは、歯が少し溶けても修復し、酸に溶けない強い歯、歯垢の酸産生を抑制する効果があります。保育所・幼稚園の年中組から開始し、中学校卒業まで継続することが理想です。

４　フッ化物の危険性

フッ素は自然のあらゆるところに存在する元素です。日本人の食品のフッ化物摂取量は１日 0.4～1.8mg と報告されている。フッ化物洗口液は、1 回分の量を飲んでも急性中毒を起こさない濃度に調整されているので、誤って飲んでしまっても健康上問題がありません。

例えば、週一回（フッ化物濃度 900ppm）の洗口液を 1 回分の量 10ml を誤って飲み込んだとすると 9ml フッ化物を摂取したことになります。急性中毒（軽度の不快症状等）が発現する量は、体重 1kg 当たり 2mg とされており、２０ｋｇの子どもの場合４０ｍｇとなり、１回分の全量を誤飲しても急性中毒になる量には達しません。日本国内でフッ化物洗口が行われるようになってから、４０年が経過していますが、フッ化物洗口の健康被害は報告されていない。また、責任の所在については、国、道、実施主体である市町村等のそれぞれの立場に応じた責任で対応することになります。

５　新冠町の取組

新冠町では平成２３年度より、美宇、朝日の両季節保育所でフッ化物洗口が行われ、その後、認定子ども園ドレミにおいて平成２４年度から実施している。

６　実施方法及び今後について

週１回の洗口とし、あくまで任意とします。

対象学年は小学１、２年生とし効果を検証しつつ、順次対象学年を検討します。実施の日時及び場所については、それぞれの学校において今後検討していただきます。

２学期からの実施を目指し、学校関係者、保護者説明会を実施し、希望調査後行いたく進めます。

H29.2.26　朝日小学校

フッ化物洗口ガイドライン

■　フッ化物洗口によるう蝕予防の安全性と実施について下記の通り定めるものとする

■　フッ化物洗口の実施方法

①器材の準備、洗口剤の調整
・学校歯科医と指定薬局
・指示書の作成と受け渡し
②洗口の練習（水での練習）年度当初
③洗口の手順
・施設職員監督の下で実施
・約１分間、下を向いて行う
・時間が経過したら、紙コップに吐き出す
④洗口後の注意
・洗口後３０分間は、うがいや飲食物をとらないようにする

■　関連事項

①フッ化物洗口とフッ化物配合歯磨剤を併用しても問題がない
②薬剤管理上の注意
・搬入された薬剤については、施設内において厳重に管理する（冷蔵庫保管）
③インフォームド・コンセント
・本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について説明した後、同意を得て行う（委員会）
④安全性
・誤飲した場合でも健康被害が発生することはないと考えられている方法である

■　責任の所在

○「フッ化物洗口」に関し、万が一児童に事故ある時は、
全責任を新冠町教育委員会がもつものとする

■　救急体制

①児童に異変が生じた時は、１１９番通報
・絶対安静の保持
・児童の氏名、性別、年齢の報告
②該当児童保護者への連絡
・児童名簿の常備
③教育委員会への通報

■　関係機関や保護者への対応

①校内検討委員会の開催
②関係機関への通報
③緊急保護者会の開催
④マスコミ対策
・学校は、教頭窓口の一本化
・マニュアルの整備

■　組織体制の確立

◎　校内検討委員会（事前及び臨時、緊急時）
校長・教頭・養護教諭・教務（緊急時は該当担任含む）。必要あるときは教育委員会職員

基本窓口　新冠町教育委員会管理課（マスコミ対策含）

○新冠町教育委員会	４７－２５４７
○新冠国保病院	４７－２４１１
○消防署新冠支署	４７－２６６６
○朝日駐在所	４７－２０４２
○静内警察署	０１４６－４３－０１１０